

2025年11月



葵総合経営センターだより

特 集

準備はお早めに！！

年末調整がよくわかるページ

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「大阪万博」

目次

- | | | | |
|---|----------------------------|---|----------------|
| 2 | 日本初の女性新総裁、高市政権の船出 | 6 | 労働安全衛生法改正のポイント |
| 3 | 医科と歯科、承継で異なる戦略 | 7 | 株主管理 |
| 4 | 準備はお早めに！！
年末調整がよくわかるページ | 8 | ご案内 |

No.614

日本初の女性新総裁、高市政権の船出

センター代表 杉浦 康晴

去る10月4日、自民党は第29代総裁として高市早苗氏を選出しました。立党以来初の女性総裁という点でも大変注目を浴びています。

総裁就任あいさつにおいて高市氏は、「不安を希望に変える自民党に」「スピード感をもって政策を前に進める」などの抱負を掲げ、党の刷新や国民との信頼再構築を訴えました。また、所見演説では少子高齢化、地方衰退、経済の停滞といった根深い課題について、長期視点・粘り強い取り組みが不可欠であるという認識を示し、憲法改正や自衛隊の明記、皇室典範見直しなども党内議論の主要テーマとして位置づけています。

こうした内部政策論争に加えて、外交・安全保障面では早くも動きが目立っています。新総裁就任後すぐに、‘X’上でトランプ米大統領の投稿に反応し、「日米同盟をより一層強く、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）を進めるために、トランプ大統領と共に取り組むことを楽しみにしております」と書き込みました。

トランプ大統領も日本の「初の女性首相（総裁から首相への流れを視野に）」を称賛する発言をしており、これが実際に首脳会談につながるかが早くも注目される構図です。

また、トランプ大統領は10月下旬に日本訪問を計画しているとも報じられており、もしその時点で高市氏が首相に就任していれば、

初の対米首脳会談が実現する可能性もあります。（10／8現在）

一方で、高市氏をめぐる議論・批判も無視できません。国会運営、政策実行力、説明責任、透明性、内部結束といった基盤部分での課題も依然として山積しており、総裁就任後の最初の試金石となることでしょう。

地方・地域ビジネスや自治体にとっては、高市政権が掲げる「日本列島を強く豊かに」というスローガンが示すように、中央と地方のつながり、地方創生策、インフラ整備、定住・移住政策などが重要な関心テーマになるでしょう。政策がどこまで地域実感につながるか、経営者としても注目が不可欠です。

また、国際情勢は依然流動的であり、日米関係、対中・対韓関係、サプライチェーン強化、資源安全保障といったテーマが即応要求を持つ中で、高市総裁の外交政策や安全保障戦略が早くも風向きを左右する可能性があります。

新しい総裁の誕生は単なる内政の出来事ではなく、国内外の政治・経済リスク・機会にも通じる重大な転換点になりえます。

今後、高市政権が掲げる政策がどのように実を結び、それが地域・事業・生活実感へとつながるかを注視していきましょう。

医科と歯科、承継で異なる戦略

－ 患者体験が経営の命運を －

葵経営コンサルティング 中島 和人

昨今、医科・歯科を問わず、事業承継で診療所を開業するケースが増えています。その背景には建築費や金利の高騰、職員採用の困難、仲介業者の増加などが考えられますが、根底には「開業リスクを少しでも抑えたい」という思いがあるのではないかと考えます。一方で、医科と歯科では、承継に向けたアプローチに顕著な違いが見られます。医科では建物や運営方針を大きく変えずに承継することが多い一方、歯科では外装・内装の刷新、チェアや医療機器の入れ替え、診療方針の見直しまで行うケースも少なくありません。この差は、単に承継者の好みや流行によるものではなく、患者が診療に期待する役割や体験の性質の違いによるものと考えられます。

内科など医科診療所を患者が通う理由の一つは、標準化された診療プロセスや慢性疾患の長期管理が継続的に提供されている点にあります。特に、それが確実に実践されている診療所は患者からの支持を受けています。承継に際しては、この安定感が承継者への信頼となるため、あえて建物や運営方針を大きく変えず、診療機能の再現性を保つことが重要と考えられます。

一方、歯科では患者の医療体験が医科とは異なります。痛みや噛み心地、審美性など身体感覚に直結する体験は非可逆的であり、「この先生でなければ安心できない」という個別的な信頼が生まれます。さらに前院長やスタッフが長年蓄積してきた患者ごとの暗黙知＝痛みに敏感な傾向、処置や説明の好み＝診療成果に直結し、形式化は困難です。このため、歯科は医科に比べ承継後の患者離脱率が高いとされ、単なる引

き継ぎでは不十分であり、患者離脱を防ぐには新規開業に近い再構築が求められます。承継者は既存基盤を尊重しつつ、自身の専門性や手技を活かし、患者一人一人に合わせた診療体験を再設計する必要があります。外装や設備、チェア・医療機器の更新、診療方針の見直しなど抜本的な運営・構造改革を行うこともあります（例外もありますが、典型例として整理しています）。

承継後のマネジメントを考えるうえでも、医科と歯科では留意点が異なります。医科では患者が安心感や継続性を重視するため、組織全体の運営力やスタッフ対応の向上、安定的な診療体制の維持が重要です。一方、歯科では患者が院長個人の技術や信頼を重視します。そのため承継後は、技術と信頼の可視化を軸に、口コミや紹介を活用したブランディング、内外装や医療機器の更新などによって患者体験価値を高める取り組みが成功につながりやすいと考えられます。

この議論は、既存の診療所経営にも示唆を与えます。両科とも院長の魅力が集患に与える影響は変わりませんが、医科では標準化された診療プロセスや疾患管理の安定性が患者の安心感につながり、歯科では施術の体験＝院長個人の技術・信頼が重視されます。よって既存診療所では、各科の特性を踏まえ、スタッフ対応や診療フローの改善、院長の個性や技術の可視化を日常的に進めることが、患者満足や信頼維持に直結し得ます。今後、承継の増加をはじめ、環境変化はより激しくなりそうです。特性に応じた戦略的改善を継続することは、安定した患者基盤の維持と競争優位の確保に繋がると考えます。

準備はお早めに！！

年末調整がよくわかるページ



葵総合税理士法人 梅田 裕二

令和7年分年末調整では、令和7年度税制改正により留意すべき点が数多くあります。
順次みていきましょう。

<令和7年度税制改正における所得税関係の変更点>

①給与所得控除の引き上げ

給与の収入金額190万円以下について、控除額を一律65万円に引き上げる。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

②基礎控除の引き上げ

合計所得金額が2,350万円以下である場合の控除額が以下のように改正される。
令和7年は所得金額に応じて58万円～95万円の範囲で控除される。

これは、令和7年・令和8年の暫定的措置であり、令和9年以降は以下のように改正される。

ただし、合計所得2,350万円超に対する基礎控除は、従来通り、段階的に48万円～16万円の間に減額処置が適用される。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))	基礎控除額		改正前
	改正後 (注1)		
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 (注2)		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 (注2)	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 (注2)		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 (注2)		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

※2：特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合は表の金額と異なります。

③配偶者控除・扶養控除などの所得要件が緩和

扶養親族等の区分	所得要件 (注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 (注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

これにより、昨年までは対象外だった「年収103万円～130万円未満の家族（妻・子・親など）」が控除対象になる可能性あり。勤労学生控除についても、合計所得金額の要件が「75万円以下」から「85万円以下」へと引き上げられ、これによりアルバイト収入がある学生でも控除対象になりやすくなった。

なお、この改正は、**令和7年12月1日以後に支払う給与から適用されるため**、「新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等がいる」ことになった従業員は、「令和7年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」にその旨を追記して提出する必要あり。

④特定親族特別控除の新設

基礎控除の引き上げに伴い、大学生の年代の子ども（19歳以上23歳未満）がいる世帯の税負担を軽減するため、「特定親族特別控除」が創設された。これは、従来、いわゆる「103万円の壁」を意識して就業調整をしていた学生アルバイトに対する措置で、特定親族にあたる扶養親族の合計所得金額に応じて段階的に特別控除が受けられるというものである。

そもそも扶養控除には扶養親族の年齢、同居の有無などによって、控除額が決まっているが、特定扶養親族として控除を受けることが出来る要件が、合計所得金額58万円以下に変わる。しかし、より多くのアルバイト収入を得る大学生がいる場合、この控除が適用されなくなる世帯への税負担が大きくなるため、この年齢層に対しては、所得の多寡に応じて段階的な控除が適用される。（国税庁URL参照）

この控除を適用するためには、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出しなければならない。ただし、配偶者特別控除との重複制限や相互適用の禁止などにより適用を受けられない場合がある点に注意が必要。

令和7年分年末調整は、このように従業員はもちろん、その家族も含め確認事項と書類が増え、記載事項も増加します。

ご不明な点は、葵総合税理士法人 担当者までお問合せください。

<参考資料>

国税庁 <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

OBC <https://www.obc.co.jp/adjustment>

労働安全衛生法改正のポイント（令和7年5月公布分）

葵労務管理事務所 林 希美子

少子高齢化が進展し、生産年齢人口の減少が見込まれる中、多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境を整備するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正が令和7年5月に公布されました。

改正の内容は、1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、2. 職場のメンタルヘルス対策の推進、3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進、4. 機械等による労働災害の防止の促進等、5. 高齢者の労働災害防止の推進となります。この中から、多くの事業者の方に関わる下線部の3つの項目を取り上げたいと思います。

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 【令和7年5月14日より順次施行】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るために定められました。

① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、合わせてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行うこと

② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等が定められました

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進 【公布後3年以内に政令で定める日より施行】

ストレスチェックについて、当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場についても実施が義務付けられました。現在産業医、安全管理者、衛生管理者の選任義務がない50人未満の事業場の負担を考慮し、施行までの十分な準備期間が設けられています。ストレスチェックの実施体制・実地手法についてのマニュアルは厚生労働省のホームページに掲載されており、「ストレスチェックサポートダイヤル」が開設されています。または、全国の産業保健総合支援センター（←さんぽセンターで検索）でも相談ができますので、費用をかけずに導入されることをお勧めいたします。

5. 高齢者の労働災害防止の推進 【令和8年4月1日より順次施行】

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

（参考：厚生労働省ホームページ）

株主管理

弁護士 長谷川 留美子

株式会社の経営をしていらっしゃる場合、必ず株主が存在します。現在は、株主一人でも出資金1円でも株式会社の設立ができるようになっています。しかし、かつては、株式会社の設立には発起人7人がそれぞれ株式を引き受ける必要がありました。また、出資金の額、つまり、設立時に発行する株式の合計額も最低1000万円でした。そのような時代に株式会社が設立されている場合、設立当初には必ず株主が7名以上存在します。

普段の会社経営では、あまり株主のことを意識されることもなく、法律上は開催しなければならない株主総会も、実際には開催することなく議事録だけ作成して役員変更登記などを行っているのではないのでしょうか。

しかし、いざというとき、株主の存在が大きく問題になることがあります。

第一に、近時、会社経営者の後継者がいないことなどから、会社のM&Aが行なわれることが多くなっていると思います。その場合、営業譲渡ではなく株式を売買する方式をとることもあります。このとき、会社を買う側が会社経営を自由にしようと思うなら、全株式を買い取る必要があります。したがって、だれが株主かがとても重要になります。

ところが、会社設立が古いと、だれが株主かきちんと把握されていないことがままあります。本来は、株式会社は株主名簿を会社に備え置いておかねばなりません。法人税の申告書添付の同族株主の判定表しかな

い、という会社もあるのではないのでしょうか。会社設立時から株主の名前と持株数を常に正確に判定表に記載してあれば、それをもとに株主名簿を作成することができますのでなんとかなりますが、相続があったときなど、亡くなった方の名前のままになっていたり、遺産分割協議書や遺言書を確認することなく相続人の一人の名前に変えていたりすることもありそうです。相続人が複数いた場合に遺産分割協議などをきちんとしていないままにされていると、本当は別に株主がいるということになりかねません。

古い会社の場合、先ほど述べたように、7名以上の株主が存在する可能性があります。これらの株主が、実際には引き受けた株式の代金を払い込んでいない名義株主の場合には、実質的な株主は代金を払い込んだ人だけです。その人から株式を買い取れば問題にはならないと思いますが、発起人になってもらうときに実際に株式を引き受けてもらって代金を払い込んでもらっていた場合には、その人も真の株主であり、その人からも株式を買い取る必要があります。

次に、株主総会を開催していないことも、会社の内紛のときには問題とされ、総会決議不存確認の訴訟が起こされたりします。

平時は株主が誰か余り気にしなくても何も問題は起きないかもしれませんが、しかし、いざというときのために、株主管理をきちんとしておいた方が良いでしょう。

1 1月の税務・労務

- 1 0 日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付

- 1 7 日◇所得税予定納税額第2期分
の減額承認申請



1 2月の税務・労務

- 1 日◇令和7年9月決算法人の確定申告、3月決算法人の中間申告、12月・3月・6月決算法人の消費税中間申告（400万円超）
◇令和7年9月決算法人の事業所税申告及び納付

- 1 0 日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付
（納期の特例を受けている者を含む）

- 2 6 日◇官庁御用納め
◇保険料控除申告書及び配偶者控除等申告書等の提出…今年最後の給与等の支払を受ける日の前日まで
◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届
（期限＝支払後5日以内）



- 1 月 5 日◇令和7年10月決算法人の確定申告、4月決算法人の中間申告、1月・4月・7月決算法人の消費税中間申告（400万円超）
◇令和7年10月決算法人の事業所税申告及び納付
◇固定資産税及び都市計画税第3期分の納付



ご案内

●康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日（予約制）】

令和7年 11月 19日（水）
令和7年 12月 12日（金）
令和8年 1月 14日（水）
弁護士 長谷川 留美子

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日（予約制）】

令和7年 11月 19日（水）

◎休日のお知らせ

R7年 11 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

12 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで

編集

葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

秋山達也 長谷川直明 早川毅
加藤紀男 都築玲香 林希美子

先月、一泊二日のセンターの慰安旅行で大阪関西万博、鳴門の渦の道、大塚国際美術館へ行ってきました！

大阪万博は2度目でしたが、最終日10日前にも訪れることができて良かったです！

渦の道も大塚国際美術館もとても良かったので、皆様も秋の行楽に是非！感動すること間違いなしです！

過ごしやすい季節は短いですから、色々な所へ出かけて、美味しいものを食べて秋を満喫したいと思います。

都築玲香